

○札幌市民交流広場条例

平成8年3月29日

条例第39号

(設置)

第1条 本市は、市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、地域住民のコミュニティ活動の助長及び都市における市民の交流の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、市民交流広場(以下「広場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市厚別中央市民交流広場	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市清田市民交流広場	札幌市清田区平岡1条1丁目

(使用の承認)

第2条 広場(駐車場を除く。)の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を与える場合において、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第3条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、広場を承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項若しくは第6条の承認(以下「承認」という。)の条件を変更し、又は承認に係る使用の停止を命じ、若しくは承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用者が承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(入場の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場を利用しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用している者の退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 次条(第8号を除く。)の規定に違反したとき。
- (4) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第10条 広場内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用者が第5号から第7号までに掲げる行為を市長の承認を得て行うときその他市長が特に認めるとき、又は市長が広場の管理運営上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- (4) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (5) 所定の場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (6) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (7) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (8) その他市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

(利用の禁止又は制限)

第11条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又は広場を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、承認に係る使用を終了したとき、又は承認に係る使用の停止を命じられたとき、若しくは承認を取り消されたときは、その使用場所を原状に回復して返還しなければ

ならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 施設、備品、花木等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第14条 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、広場の全部又は一部の管理を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3に規定する法人、他の公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成8年規則第43号で平成8年5月13日から施行)

附 則(平成9年条例第43号)

この条例は、平成9年11月4日から施行する。

別表

広場の名称	単位	使用料
札幌市厚別中央市民交流広場	1日につき	13,900円
	半日につき	7,000円
札幌市清田市民交流広場	1日につき	8,100円
	半日につき	4,100円

備考 半日は、午後0時30分をもって区分する。

○札幌市民交流広場条例施行規則

平成8年5月7日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市民交流広場条例(平成8年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

第2条 条例第2条第1項の規定により広場の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ使用承認申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条の規定により広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、広場の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたうえ、申請者に対し使用承認書(様式2)を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除をすることができる場合等)

第3条 条例第3条第2項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 公共団体又は公共的団体が使用する場合であって、市長が特に認めるとき
- (2) その他市長が特に認める場合

2 条例第3条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

(使用料の還付をすることができる場合)

第4条 条例第4条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することができない事由により使用が不能となった場合
- (2) 条例第8条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用者が使用開始日の5日前までに使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

第5条 条例第2条第1項の規定により市長の承認を受けて広場を使用する場合の使用期間は、引続き3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成8年5月13日から施行する。

2 札幌市区事務分掌規則(昭和47年規則第24号)の一部改正〔省略〕

様式1

使用承認申請書

使用施設	札幌市 市民交流広場			受付番号	※
使用目的					
使用期間	年 月 日	午前	時 分から	※使用区分	半日
	年 月 日	午後	時 分まで		全日
		午前			(日間)
参考予定人員	人	特別設備の設置等 有・無 (設備物件名・規格・数量)			
入場料等の徴収の有無	有・無				
販売行為の有無	有・無				
使用料減額(免除)申請	有・無	理由			
使用料	※円	減額(免除)額		※円	
減額(免除)後の使用料		※円			
上記のとおり使用したいので承認願います。					
年 月 日		住所又は所在地 氏名(団体にあっては、団体名及び代表者名)			
(あて先)札幌市長		電話	—		
			※受付年月日	年 月 日	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2

使用承認書

使用施設	札幌市 市民交流広場			承認番号	
使用目的					
使用期間	年 月 日	午前	時 分から	使用区分	半日
	年 月 日	午後	時 分まで		全日
		午前			(日間)
参考予定人員	人	特別設備の設置等 有・無 (設備物件名・規格・数量)			
入場料等の徴収の有無	有・無				
販売行為の有無	有・無				
使用条件					
使用料	円	減額(免除)額	円		
減額(免除)後の使用料		円			

年　　月　　日申請	住所又は所在地 氏名(団体にあっては、団 体名及び代表者名)	
	電話	—
<p style="margin: 0;">上記のとおり使用を承認します。</p> <p style="margin: 0;">なお、別途指示する使用上の注意を厳守してください。</p> <p style="margin: 0;">年　　月　　日</p>		
		札幌市長
		印

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市民交流広場使用承認取扱要領

平成 8 年 5 月 10 日

市 民 局 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市民交流広場条例（平成 8 年条例第 39 号。以下「条例」という。）第2条に規定された使用の承認及び条例第7条に規定された使用の不承認について必要な事項を定める。

(受付期間)

第2条 札幌市民交流広場（以下「広場」という。）の使用承認申請書の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の 6 月前の月の 1 日（この日が受付日でないときは、その月の最初の受付日）から使用日の当日（当日が受付日でないときは、その直前の受付日）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときの使用承認申請書の受付期間は、使用日の 12 月前の月の 1 日（この日が受付日でないときは、その月の最初の受付日）から受け付けることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が、市民交流の推進に役立つ事業を行う場合。
- (2) 連合町内会等の住民組織その他の公共的団体が、地域住民のコミュニティ活動の助長又は市民の交流の促進を図るために事業を行う場合。

(使用時間)

第3条 市長の承認を受けて広場を使用する場合の使用時間は、午前 8 時から午後 9 時 30 分までとする。

(使用承認の条件)

第4条 条例第2条第2項に規定された「使用について条件を付すことができる」場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- (1) 高校生以下の生徒、児童の団体が使用するとき。
- (2) 2 日以上連續して使用するとき。

2 前項各号で付すことができる条件は、次のとおりとする。

- (1) 第1号に該当するときは、使用承認申請書に学校における責任者の承認書を添付させ、かつ、中学生以下の生徒、児童の団体にあっては、保護者又は教師 1 名以上を同

伴させるものとする。

(2) 第2号に該当するときは、5日を限度とする。

(使用の不承認)

第5条 条例第7条に規定された使用を不承認とするもののうち、第3号で規定する「その他広場の管理運営上支障があると認めるとき」は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 実際の必要がないにもかかわらず、使用の承認の申請をしているとき。
- (2) ひとりで使用しようとするとき。
- (3) 冠婚葬祭のため使用しようとするとき。
- (4) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (5) もっぱら営業上の販売・宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (6) その他広場の設置目的に照らし、特に好ましくないと認めるとき。

附 則

この要領は、平成8年5月13日から施行する。

札幌市民交流広場使用料減免取扱要領

平成 8 年 5 月 10 日

市 民 局 長 決 裁

(減免の対象)

第1条 札幌市民交流広場条例（平成 8 年条例第 39 号。）第 3 条第 2 項に基づく札幌市民交流広場条例施行規則（平成 8 年規則第 44 号。）第 3 条の規定により使用料を減額または免除することができる場合は次のとおりとする。

- (1) 国または地方公共団体が、行政サービス事業を行う場合。
- (2) 本市が主催または共催する市民交流の推進を目的とした事業を行う場合。
- (3) 小学校、中学校または高等学校が、授業及び行事の一環で使用する場合。
- (4) 全市または各地区に組織を有し特に公共性の著しい団体及び法令又は条例に基づく団体が、地域のコミュニティ活動の推進または、市民交流の推進を目的に使用する場合。
- (5) 本市が後援または協賛する市民交流の推進を目的とした事業を行う場合。
- (6) その他広場を所管する区の区長が特に認めた場合。

(減免額)

第2条 減免することができる額は次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 4 号までは、免除とする。
- (2) 前条第 5 号及び第 6 号は、その都度広場を所管する区の区長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 13 日から施行する。